

第四十六回 参議院建設委員会會議録第十三号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
増原 鹿藏君
稲浦 恵吉君
武内 五郎君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
高橋進太郎君
村上 春藏君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
田上 松衛君

国務大臣

河野 一郎君

建設大臣

平井 學君

建設大臣官房長

吉兼 三郎君

建設大臣官房會計課長

前田 光嘉君

建設省住宅局長

中島 博君

事務局側

師岡健四郎君

住宅金融

町田 稔君

住宅金融

中平 榮利君

住宅金融

茂君

右、御報告申し上げます。

○委員長(北村暢君) それでは本日の議事に入ります。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日の出席者は、政府側から河野建設大臣、平井官房長、前田住宅局長、吉兼會計課長、小林文書課長、参考人として、日本住宅公団から、挾間総裁、関盛理事、潮理事、住宅金融公庫から、師岡総裁、町田理事、中平理事が出席しております。

本会の質疑を続けます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 今回の法律改正も宅地債券、いわゆる民間の資金を住宅建設のために導入しようというところにありますが、従来ともに政府並びに住宅公団、住宅金融公庫等は、海外に多くの職員を派遣しております。ソビエト、ヨーロッパ、アメリカ等にもずいぶん派遣しておりますが、これらの国々から帰国後、各公団、公社、政府等に報告された事項が、日本の住宅政策、住宅建設のためのプラスになっている点があつたかどうか。それから具体的に、私は、先進国、ことにヨーロッパ等におきますところの住宅建設に対する各国々の首脳部、政府の意欲というものには相当強いものがあります。それだけに、どういふ点がそれら視察された方々の結論として、おみやげとして持つてこられたかを、各政府並びに各公団、公社、公庫の総裁から説明を願いたいと思ふ。

○政府委員(前田光嘉君) 初めに私から御説明申し上げます。

ただいま田中先生のお話のとおり、戦後、特に最近数多くの者が外国に行つておられて、勉強いたしてござります。それによりまして、われわれが戦後とてきまされた事業の相当部分が、これら諸外国の特に進歩している状況の資料を持つて帰り、実地を見学いたしました。それによつた経験を基礎にいたしまして、毎年の住宅政策、あるいは今後の具体的な建設事業の参考にしておるのでございます。特に最近、たとえば住宅の建設費を下げ、しかも、良質な住宅をつくるためにプレハブの模式を取り入れて、日本においても、公共住宅についてはプレハブを促進するというところから、かなりの成果をおさめております。それから個々の住宅の設計にいたしましても、もちろん西歐諸国の生活様式とわが国の様式とは違いますが、あるいは都市の再開発のやり方、あるいは住宅の団地の設計等につきましては、いずれも諸外国の実験の経験及び建築様式を研究いたしまして、それを具体的な仕事に取り入れて、でき得る限りよいものはとるといふことで、努力をいたしておるのでございます。

○田中一君 プレハブ建設、コストの低減等は伺いましたが、よいものは取るといふことは、悪いものはどんなものですか。

○政府委員(前田光嘉君) 悪いものと申せませんが、まだわが国に取り入れることができないようなものがございます。たとえば非常に高度な住宅でございます。暖房なり冷房等がついておるものがその例でございますが、そういうものは、日本の実情に合わないものもございますし、アメリカのように都市を根本的に再開発するやうなことは、日本の現状ではなかなか困難であります。しかし、でき得る限り日本の社会なり財政の許す限りにおいては、都市の改造につきまして、これを努力いたしたいと考えております。

○参考人(挾間茂君) お答え申し上げます。

私の方針といたしましては、でき得る限り、たとえば技術方面におきましては、相当将来性のある優秀な技術者を外国に派遣いたしまして、いわば先進国の住宅建設における長所を視察し、その報告を求め、これを基礎として、われわれ担当いたしております公団住宅の建設面におきましての参考資料といたしております。西歐諸国では、たとえばフランスでは、御承知のとおり、カミュという会社がございます。そして、ティルト・アップ建設における非常に先進的な計画をもって住宅を建設いたしております。また、ソビエトにおきましても、同様、大量に建設をいたしております。ただ日本の現状といたしましては、土地の地盤の関係、地震の関係等がございますので、その点についての研究を特に命じて、勉強させました。いままでわれわれのほうでティルト・アップ建設をやっておりますのは、二階建てまででございます。

○政府委員(前田光嘉君) 悪いものと申せませんが、まだわが国に取り入れることができないようなものがございます。たとえば非常に高度な住宅でございます。暖房なり冷房等がついておるものがその例でございますが、そういうものは、日本の実情に合わないものもございますし、アメリカのように都市を根本的に再開発するやうなことは、日本の現状ではなかなか困難であります。しかし、でき得る限り日本の社会なり財政の許す限りにおいては、都市の改造につきまして、これを努力いたしたいと考えております。

○参考人(挾間茂君) お答え申し上げます。

私の方針といたしましては、でき得る限り、たとえば技術方面におきましては、相当将来性のある優秀な技術者を外国に派遣いたしまして、いわば先進国の住宅建設における長所を視察し、その報告を求め、これを基礎として、われわれ担当いたしております公団住宅の建設面におきましての参考資料といたしております。西歐諸国では、たとえばフランスでは、御承知のとおり、カミュという会社がございます。そして、ティルト・アップ建設における非常に先進的な計画をもって住宅を建設いたしております。また、ソビエトにおきましても、同様、大量に建設をいたしております。ただ日本の現状といたしましては、土地の地盤の関係、地震の関係等がございますので、その点についての研究を特に命じて、勉強させました。いままでわれわれのほうでティルト・アップ建設をやっておりますのは、二階建てまででございます。

○政府委員(前田光嘉君) 悪いものと申せませんが、まだわが国に取り入れることができないようなものがございます。たとえば非常に高度な住宅でございます。暖房なり冷房等がついておるものがその例でございますが、そういうものは、日本の実情に合わないものもございますし、アメリカのように都市を根本的に再開発するやうなことは、日本の現状ではなかなか困難であります。しかし、でき得る限り日本の社会なり財政の許す限りにおいては、都市の改造につきまして、これを努力いたしたいと考えております。

○参考人(挾間茂君) お答え申し上げます。

私の方針といたしましては、でき得る限り、たとえば技術方面におきましては、相当将来性のある優秀な技術者を外国に派遣いたしまして、いわば先進国の住宅建設における長所を視察し、その報告を求め、これを基礎として、われわれ担当いたしております公団住宅の建設面におきましての参考資料といたしております。西歐諸国では、たとえばフランスでは、御承知のとおり、カミュという会社がございます。そして、ティルト・アップ建設における非常に先進的な計画をもって住宅を建設いたしております。また、ソビエトにおきましても、同様、大量に建設をいたしております。ただ日本の現状といたしましては、土地の地盤の関係、地震の関係等がございますので、その点についての研究を特に命じて、勉強させました。いままでわれわれのほうでティルト・アップ建設をやっておりますのは、二階建てまででございます。

○政府委員(前田光嘉君) 悪いものと申せませんが、まだわが国に取り入れることができないようなものがございます。たとえば非常に高度な住宅でございます。暖房なり冷房等がついておるものがその例でございますが、そういうものは、日本の実情に合わないものもございますし、アメリカのように都市を根本的に再開発するやうなことは、日本の現状ではなかなか困難であります。しかし、でき得る限り日本の社会なり財政の許す限りにおいては、都市の改造につきまして、これを努力いたしたいと考えております。

○参考人(挾間茂君) お答え申し上げます。

私の方針といたしましては、でき得る限り、たとえば技術方面におきましては、相当将来性のある優秀な技術者を外国に派遣いたしまして、いわば先進国の住宅建設における長所を視察し、その報告を求め、これを基礎として、われわれ担当いたしております公団住宅の建設面におきましての参考資料といたしております。西歐諸国では、たとえばフランスでは、御承知のとおり、カミュという会社がございます。そして、ティルト・アップ建設における非常に先進的な計画をもって住宅を建設いたしております。また、ソビエトにおきましても、同様、大量に建設をいたしております。ただ日本の現状といたしましては、土地の地盤の関係、地震の関係等がございますので、その点についての研究を特に命じて、勉強させました。いままでわれわれのほうでティルト・アップ建設をやっておりますのは、二階建てまででございます。

が、少なくとも四階、五階までのティルト・アップ建設をすることに大成功を見るに至りまして、昨年度から国会の御承認を得て創設いたしました量産試験場において、これを実施し、耐震強度等にも、外国の手法を用いまして実験をいたしまして、大成功の域に達しております。また、室内の設備につきましても、これは生活様式が違いますから同様には中せませんが、この面の研究をいたしております。なお、建設に用いますメタルフォームの研究もできまして、現在メタルフォームは、もうすでに実施の段階に入っております。幾つかの団地においてこれをつくっております。

次に、私の特に留意いたしておりますのは、公団住宅が相当な数にのぼっております。その管理の面において非常に改善を要すべき点があるということを考えて、昨年度は、管理方面の若い職員を派遣いたしました。特に西欧諸国における住宅管理の面につきましても、研究をいたしまして、その報告を求め、それぞれ管理における実施について改善を加える、こういう方針で進んでおります。来年度におきましても、なおこの点を研究させたいというように考えてまして、それに適応した職員の派遣をいたしまして、長をとって建設の推進とまたコストダウンをするという方針で進んでいきたいという方針のもとに、外国に派遣を、随時数名の者を出すことにいたしております。

○参考人(師岡健四郎君) 私どものほうでは、毎年一名ぐらいずつ派遣しておるわけでございますが、従来視察してまいりました事例は、大体私どものほうでやっております。産住関係の様子、それから宅造——宅地造成の仕事、それから住宅金融全般に関する仕事について、諸外国の事情を調査させております。また、技術的な面につきましても、居住水準あるいはたとえば公園等からも話がございました。建築費のコストダウンというような問題につきましても、研究をしております。直ちに外国の例が、私どものところにすぐ採用するというわけにもまいりませんけれども、いろいろと教えられるところが多いのであります。今後、私どもの仕事を進めてまいります上におきまして、これらのすぐれたところを取り入れて、執務の参考にしたらい、かように思っております。ごい

ます。在来あまりたくさん出しておりませんが、今後一そう住宅問題の発展のために、かような制度を活用してまいりたい、かように考えております。

○田中一君 では最初に、住宅金融公庫の総裁から伺いますが、この住宅金融公庫法は、こういう目的をもってつくられておるんです。第一条にありますが、「目的」ですが、「住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設(住宅の用に供する土地の取得及び造成を含む)に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする」と、こうは、書き書いてある。そこで、いま住宅、宅造あるいは住宅金融等の視察、研究もしてきたというのだから、それならばこの目的に合致するようないわゆる金を——住宅資金を持ってい

のたという、この根本的な目的と、現在住宅金融公庫が置かれているところの住宅金融というものの考え方、これは国民的な感情からいっても、相当幅があるのです。しせん住宅金融公庫は、住宅金融を行なう金貸しです。これはもうしょうがありません。本質的にそれなんだから。そこで、そういう面について、あるいは金利または融資の条件、保証、あらゆる住宅金融を行なう場合、市中銀行等から融通できない者に貸すのだというたてまえに立ちながら、返してくる者、返せる者、それから担保物件としては、ただ単に七割五分の資金を借りるのでありますから、建ち上るものは、少なくとも担保にする場合には、その融資された金額よりも大きいわけですね。ましてや政府がきめられてい

る住宅建築費と、実際に建てられるところの建築費とは、相当幅があつて、自己負担の分が大きいわけですね。にかかわらず、なお土地をも担保にしなければ金融しないという現状は、これは少し担保力がオーパーになるわけです。むしろ一番目の抵当権を設定すれば、その分も金融するであろうことは、通常金融社会における現状であるかもしれぬけれども、何といつても、五十万円借りるために、その五十万円の建物ももちろんのこと、そのほかにかかった五十万円、いわゆる百万円の住宅を担保にして、なお、一坪十万円とするならば、たいへんな金の価値がある宅地も担保にして、それで五十万円借りるなんてことは、いわゆるこの住宅金融公庫法に書かれてい

る目的とは、およそかけ離れた施策だと言わざるを得ないのです。が、そうした意味における研究等はして帰つてきましたか。また、それらの問題は、これは当然政府の責任であつて、政府がそういう方向を示してくれば、自分のほうとしてはどこまでもそういう形はとらないのだ、こういう気持ちでは、当然担当している総裁としては考えておられようけれども、そういう研究等は、視察等はしてきて、政府にその点を、今度法律を改正されたら、監事の手から行くのかどうか知らぬけれども、総裁から建設大臣のほうにお出しになったことはありますか。

○参考人(師岡健四郎君) 先ほど申しましたように、私どものほうは、十分な人数も出しておりませんし、期間も十分でありませんので、海外出張研究の結果、かくかくのことを直したいではないかというのを、建設省に直接申ししたことはございません。ただ、私どもとしまして、現在の私どものやり方でも必ずしも十分でないと思つている点がございます。そういう点につきましては、絶えず監督官庁に申し上げまして、この私どもの金融の実質を向上さすということに主眼を置いてやつてい

るつもりでございます。で、お話しにありました担保の問題——いろいろございまして、金利の問題もありまして、また、貸し付け額が十分でない——漸次土地の価格も高くなりまして、貸し付け額が十分でないというふうな面もございまして、これらの点につきましては、絶えず改善に努力しておるつもりであります。今後といえどもこの努力を続けてまいりたいと、かように考えておるのであります。

○田中一君 これは住宅局長に、大臣にはいづれそのうちに機会がありますからゆっくり伺います。住宅局長に伺いますが、いま住宅金融公庫総裁に私が質問した点については、戸数、いわゆる建設戸数というものに重点を置いて、政治的にそれを国民に知らしめて事足りるというふうな面が、昭和二十五年あたりからGHQの許可を受けて住宅政策に政府施策が実現して以来、そういうきらいが多分にあるのです。当初の融資条件というものと、現在のものとを比較いたしますと、現在のほうがその方法、目的によつては——目的というの

だんと金利の高いものがあるじゃないかという御指摘は、たぶん、当初考えなかった新たな融資をやる場合に、当初にきめた五分五厘で三十五年以内、あるいは十八年以内という程度の資金じゃなくてもいい。その当時想定しなかった新しい、たとえば中高層建築なり、あるいは宅地造成なり、こういうものについては、必ずしもこういう条件が必要でないという観点から、違つた条件で創設いたしましたので、その間決して従来の、当初考えた庶民のための五分五厘で十八年、あるいは三十五年につきましては、これは戸数こそふやしておりますが減らしておりませんので、仕事はそれだけ一般に広く行き渡っていったというふうに考えております。

宅融資というものはどっちみち抽せんなり何なりでやっておるのだから、書類審査の適格者に対しては、全額貸ししてしまおうじゃないかということに、そこまでの考え方にいままで立つたことあります。そういう考え方が議論になったことがあります。

ましては、極力頭金を少なくしたいというところで努力いたしております。

〇田中一君 師岡さんにお伺いします。ね、いまのような、住宅局長の説明のような方向に向いているとするならば、あなたのほうでも仕事に非常にやりやすいと思うのです、そういう方向に向いているならば、そこで、貸し付けの建設コストのきめ方は、これは公庫が自由にできますか。融資対象に対する融資の標準建設費といえますか、これをきめるのは自由にできるのですか、あなたのほうの独自の立場で。

〇参考人(師岡健四郎君) 建築貸し付けをいたします基準となりする標準建設費につきましては、予算の単価が一応きまつておるわけでありするから、その範囲内で、地域ごとに甲地域、乙地域、丙地域、現在三地域になつておりますが、地域を分かちまして、それぞれの標準建設費をきめまして、これは主務大臣の承認を得て公示しておるところでございます。

それから、この融資の条件につきましては、やはり庶民に借りやすい条件であると同時に、資金を獲得しやすいという点も必要でございますので、そのためには、やはり一定の利子のついた金も活用いたしませんと、国の財政資金をふやすことも困難でございますので、両方相考え合わせまして、現在のような条件が現在において最も考え得る最善の案だと、こういう観点から毎年の貸し付け条件、貸し付け資金というものを勘案いたしまして予算を組んだわけでございます。

〇政府委員(前田光嘉君) 全額貸すということは考えたことはございませぬ。やはりある程度は、建築資金を借りる以上、その人の信用を判定する必要があるでございますし、それから、やはり民間にお持ちになつておる資金はできるだけ御活用願いたいという考えもあつたので、二割五分あるいは二割と金庫の観点から必要であるということとで、それを廃止いたしましたして全部個人に全額貸すということ、いままでのところ、それは議論にはなつておりません。

〇田中一君 それでは頭金の比率を軽減するということは、そういう問題はありませんか。

〇参考人(師岡健四郎君) 建築貸し付けをいたします基準となりする標準建設費につきましては、予算の単価が一応きまつておるわけでありするから、その範囲内で、地域ごとに甲地域、乙地域、丙地域、現在三地域になつておりますが、地域を分かちまして、それぞれの標準建設費をきめまして、これは主務大臣の承認を得て公示しておるところでございます。

〇参考人(師岡健四郎君) 大土木造が多いためでございます。

〇田中一君 これは局長に――局長は長い間局長としておるわけじゃないのだから、古いことの責任というか、古いことの事実をもつて局長に追及してもしょうがないのだけれども、省議として、少なくともいままで国民の負担がだんだん重くなつてきておるといふことより、国民のほうに向いて、もう住

〇政府委員(前田光嘉君) その問題はございませぬ。これは単に法律上の頭金の率というものの以外に、建築には単価の問題が、実際お建てるに際しては、建築の差がございませぬ。このために、表面上は二割五分の頭金でありまして、実際に上御負担なさるのとは相当、三割、四割という場合もございませぬので、実質上の負担をなるべく軽減をした、少なくとも法律に規定されたような程度のところに持っていくたいというところは、絶えず議論をし、財政当局とも検討いたしまして、その年度における財政状況及び住宅の需要状況等から考え合わせまして、われわれといたし

〇田中一君 それじゃ、その問題はいわ、いまここで結論出すと困ることがあるから。

〇参考人(師岡健四郎君) 資料がございませぬが……

〇田中一君 それはどのくらいになつておりますか、三十九年度の予算で。

〇田中一君 これは局長に――局長は長い間局長としておるわけじゃないのだから、古いことの責任というか、古いことの事実をもつて局長に追及してもしょうがないのだけれども、省議として、少なくともいままで国民の負担がだんだん重くなつてきておるといふことより、国民のほうに向いて、もう住

〇政府委員(前田光嘉君) 大土木造が多いためでございます。

〇田中一君 河野さん、いま農村住宅の面について、新築家屋として、三十九年度では五千五百戸というものを一応計上している、それから農村住宅の改良部分については、十二億の予算を計上しているというお話があつた。そしてそれはおおむね木造建築だ、こういうお話を伺っているのですが、これはあなたの専門というか、われわれ常識的には、かつての農林大臣、河野さんのほうがずっと専門家のほうですか、何うのですが、農村住宅問題の解決というものは、私は、根本的に、一戸一戸改造したり改築したりすることに

〇参考人(師岡健四郎君) 農村住宅の貸し付けにつきましては、個人住宅の中に特別のワケを設けてまして、この分につきましては、本年度から大体申し込み順で選考によつて貸し付けを行なつていく、一般の個人の場合におきましては、一定の期間の間に申し込み

〇田中一君 河野さん、いま農村住宅の面について、新築家屋として、三十九年度では五千五百戸というものを一応計上している、それから農村住宅の改良部分については、十二億の予算を計上しているというお話があつた。そしてそれはおおむね木造建築だ、こういうお話を伺っているのですが、これはあなたの専門というか、われわれ常識的には、かつての農林大臣、河野さんのほうがずっと専門家のほうですか、何うのですが、農村住宅問題の解決というものは、私は、根本的に、一戸一戸改造したり改築したりすることに

あるのじゃなくて、やはり農村経営の共同化ということが主にならないと、農地の確保の問題にいたしても、災害から守ることにいたしても、また、生産性の向上にいたしても、これをやるためには、あらゆる面において農村そのものが近代化しなければならぬのじゃないかと思うのです。

それで私は、住宅金融公庫がもしも農村住宅に本気で取組むならば、それを条件として、いわゆる農村部落の共同化ということを一つの条件としていくべきが正しいのじゃないかと思ひます。農村における農地の共同化が前提となるのが望ましいのでありますけれども、できないならば、せめて住宅だけでも、一部落全部つくるめて建てましょう、ここに八十戸部落があれば、八十戸のうちの第一期として四十戸建てましょう、皆さんそれに移るべきである、共同作業場なり、すべて付帯するものは全部そこに集約するといふ一つの農村住宅に対する基本的な態度というものがなくちゃならぬと思ひます。そうして、ただ単に住宅改良資金も十二億、農家の新築に対しては、木造の部分について五千五百戸だといふ、融資だけでは済まないものがあるのじゃないかと思ひますが、建設大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、農林大臣当時と建設大臣になりまして、農村に対する考え方がだいぶ変わってまいりました。つまり、農林大臣当時には、日本の経済がこれほど急速に公開経済もしくは世界経済の一環として変革してまいるといふ気持ちを持っておりませんでしたので、従来の日本の農村をその次元において構

造を改善をする、もしくは新しい経営をするといふことで単純に考えておりましたが、現在の時点におきましては、これは大きな誤りであった。少なくとも、これからの日本の農村の果たすべき役割というものは非常に変化してくる。日本の国内における全体の産業の構造が変わってくる。その中にどういふふうな農業といふものがとけ込んでいくか。従来は、農業はそれ自身に主体性を持っておりましたものが、非常に変わってこなければならぬ。たとえば農業それ自身でいくのもありましようし、半農、もしくは半分は月給によるという経営の方向も相当多くなるとありましようし、というふうなことが、国柄からしまして、欧米各国にありましようし、非常に広範な地域で農業を専業とするといふことは、日本の国内においては非常に地理的に少ない、そういう地点が。したがって、それ

れぞれが道路のあり方、交通のあり方等によって工場と農家の経営がまた場の分布に関連して農業の経営がまた考えられるといふようなことで、産業全体の中の農業として、これにわけ込んだ農業経営といふものを考えなければいけないのだらうと思ひます。したがって、ただ単に日本の農業を、はなはだ無礼な言ひ分ですが、共同化——共同化といふことだけでいいところもむろんございします。いいところもむろんございしますが、それだけで離して指導するといふことについても、考えなければならぬ点があるのじゃないか。先ず日本の全体の産業の分布がある。そうして日本全体の産業の分布配置というふうなものが先である。その立地的に固定したものに付随して農

業といふものをどう経営するか、どう安定をさせていくかといふふうなことが、先ずかと思ひます。そういふふうなことに数年の間に、日本農業といふものは全面的に変わってくるのじゃないか。でございしますから、その方向がある程度固定しまして、その農業の経営に合うような住宅といふものは考えられるといふことになるのじゃないかと思ひます。中小企業についても、そういうことが考えられるのじゃないかと思ひます。でございまして、住宅問題は、当面大都市の非常に過密化による、非常に緊迫しております住宅の対策といふものといまもば取り組んでおりますが、順次も明年度あたりから、いま申し上げましたような意味合いで、たとえば名神が通る、そうすると果東に工業地帯ができる、そこに新しい住宅問題が起ってくるというふうなことが、日本の各地にそういう問題が起ってくるのだらう、これに対する住宅はどういうふうなことに取り組んでいくかといふことが、新しい住宅問題として起ってくるのじゃないかと思ひます。こう思ひます。その場合に、そういうふうなものに対応する住宅として、それはどういふ住宅形成がよろしいか。お説のような、非常に高層建築を主とするものがある、それとも、日本は一方において、農業のかたわら、これらの工場に勤務するといふかっこうで、相当の距離から通勤するといふ住宅が、いいのじゃないかと思ひます。この山岳地帯でございしますから、非常に違うと思ひます。そこで、農業者に対する住宅問題としましては、私、建設大臣になりましてから、こういう

予算はわりあい強く力を入れたのでございしますけれども、さしあたり都市の住宅問題がある程度進んできたときに、農村において、嫁さんをもらうとか、新しい夫婦が一緒に暮らすとかいふような農村の音がやかましくなってきたので、そこで増築、改築というふうなもの、資金を中央において予算化した。他の方面においては、別に農村の住宅といふ名称はつけませんけれども、一部そういう方向にいくことは歓迎だといふことでやっておりますが、いづれにしても、十分徹底した一つの方針をもってやるといふところまでいっていないといううらみがあらるわけでございします。

○田中一君 農林大臣時代の考え方、それを率直に、誤りだったといふこのあなたの考え方というものは、非常に勇気があつていいと思ひます。ただ今後、私がいま質問している、この農村経営あるいは農村そのものが、どう変わるかの問題に対して、いまここでどう変わるかと思ひます。しかし、どう変わるかといふことだけでは困るのであります。どう変わるべきだ、また、こう変わるであらうといふ一つの予想を立てなければ困るのであります。そこで、このいまの住宅問題から考えてみますと、ただ単に農村住宅の改良費として十二億、新築として五千五百戸といふものを融資しようといふだけでは、いわゆる農村住宅としての対策としては、これは無能に近いと思ひます。たとえば、この地区は年々歳々どうも水害がある、しかし、こうして河川改修をし堤防のかさ上げをした、それから排水等も完備したから、もう洪水はなからうというふうな

推定のもとに建てられる住宅もあれば、しかし、集中豪雨等その地区においては相当な危険があるのじゃないか、あるいは伊勢湾台風によってこわされた干拓地等が、今回の堤防のかさ上げによってこれは心配ない、しかし、もしもあつたならばどうするかといふことを考えると、一つの住宅の面からまた施策が出されなければならぬ、方針が出されなければならぬのです。集中豪雨は必ず周期的にどこに來るときもあつたものじゃありません。こゝ二、三年といふものは比較的災害はありませんけれども、大きな災害はありませんけれども、部分的には、常に脅かされておるのも実情であります。であるから、せめて改良住宅のほうは、これはいままでも木造に住んでいたんですから、木造をやむを得まけんけれども、たとえばその部落二十戸なら二十戸が、自分たちの狭い——ほんとうに一戸の耕作面積といふものは非常に狭い。狭いが堅固な背面を控えた、たとえば丘陵に集団的に建てていくといふことも一つの方法だと思ひます。したがって、現在置かれておる状態の中において、農村住宅といふものは、五千五百戸といふものをただ部分部分にばつばつと建てればいんだといふことではなしに、計画的な、いわゆる災害を守るというものを第一に考えながら方針を出すことが正しいのではないかと思ひますが、建設大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のように、わが国の住宅問題は、とにかく量を早くというふうな時代から、質の時代に入つたのが現在の時点だらうと思ひます。お話のような点は、もう

徐々に量の住宅の段階から適正な住宅という段階に入るべく、また、入っているかなければならぬ、また、入ることのできるようなまでの多少の余裕のできてきた時代だと思ひますので、お示しのように、また御要望のように、それぞれの地方において、それぞれ考えなければならぬことは、むしろ必要だと思ひます。現に、たとえば、すでにお話し申し上げたかもしれないが、伊勢湾台風によって侵された地点には、集合住宅といふか、どういふ名前でごいふか、公営でモデル建設をしておる例もあるわけでごいふか。

こういふようなものは、はたしてこれでよく期待に沿うか沿わぬか、順次各地方、各府県において、そういうものの御研究を願つて、そうしてわれわれのほうもここに協力して、適切なものを指導していくということが必要な段階に入つておる、こう思ひます。これはお話のとおりだと思ひます。

○田中一君 住宅公団のほうに伺います。住宅公団ははつきりとこれは耐火建築です。もう文句ないわけですが、本造は一つありませんね。たとえば、伺いたいのは、むしろ算面から見た場合には、全部耐火建築、公団が、公団の厚生施設等をつくつてゐる住宅とか、あるいは、いろいろかりにつくるようなものなどでも、やはり木造というものは一つありませんか。かりにつくるといへばおかしいが、現場なかどうです。

○参考人(狭間茂君) 建設いたします住宅は、賃貸住宅にいたしましたし、分譲住宅にいたしましたも、全部耐火構造一〇〇%であります。それから付

帯施設としまして、たとえば管理事務所を置きますとか、あるいは巡査の派出所を置く、もちろん学校等もありますが、あるいは集団電話の電話交換室をこちらで建設をなし、そうしてそれを組合に貸与するというような場合も、全部耐火構造でいたしております。ただ宅地造成等の現場におきまして、あるいは住宅建設の現場事務所等は、軽量鉄骨等をつくつております。

○田中一君 先ほど海外視察の結果の御報告がいろいろありましたが、まあ日本ではニュー・タウンといふことが、全然荒野に新しい都市をつくるということは、日本の立地条件からいって困難だ、困難な面もある、こういうお話がございましたが、最近の住宅公団の建設、いわゆる東京、福岡とか大阪とか京都とか、いわゆるベッド・タウンとしての大都市の疎開の意味でなくて、恒久対策としての団地計画がありまして、もつと大規模な、たとえば河野さんの筑波山ろくの疎開施設なんという構想もあつた。住宅公団も一緒になつて、そして、ことに通産省、あらゆる事業官庁というか、指導官庁というか、行政官庁というか、行政官庁というよりもそうした民間企業を動かすというような部署が一緒になつて、内閣の責任において、私はニュー・タウンの建設は可能だと思ひます。それならば、部分的になるかなかなかできないのです。私が昨年イギリスに行つたときに、あなた方もごらんになつてゐるニュー・タウンの完成した一つを見てまいりましたけれども、そこではミサイルかなんかの工場がある。その工場を中心に、三千人の労働者がいるから、それをまず中心

に考へてニュー・タウンをつくつた。これはたいへんな失敗であつたということをおつておられます。これは何かというところ、いわゆる三千人のミサイル工場があるから、それを中心に考へた。ところが、国の施策というものはどうしても変わるというのです。いつその工場が閉鎖されるかわからぬ。また、伸びるか、大きくなつた場合には、計画がそこを来たし、縮まつた場合にも、これも計画がそこを来た。したがつて、民間の企業というものを中心としたニュー・タウン・システムが正しかつたといふことを、その担当の係官から説明を聞きましていただいても、公団が公団自前の形として団地をつくるから、ここにいまある朝日ジャーナルの三月一日号なんかにおいて、団地はもうだめなんといふことを批判されるのです。全体の全体といふか、いわゆる新都市としてのあらゆる機能を持つたもの、たとえば中央線にばかりいまま集中しておつた団地計画というものが、あの中央線の冬の間のラッシュのあのような悲劇を生むことになる。国鉄に依存すると、国鉄がわれわれがこれから調べようといふ、また現在も調べておられますような、二分間に一台とかなんとかいう列車の運転をしなければならなくなつてくるのです。したがつて、もう道路の問題も、あらゆる施設が——新都市としてのほんとうの施設ができ上がったところに移るといふ計画を公団が立てられると、全体の総合的な、総合的な歓迎される団地が生まれると思ひますが、そういうような考え方は部内でもお持ちになつたことがあるかどうか。私が河野さんなら、さつそく狭間さんを脅して、

そういうものをつくらうではないか、計画を立てようじゃないかと思ひます。これは住宅局だけにまかしておくべき問題でなくて、その点は、そういうことを考へたことがありましたか、その報告を聞いて、実際に来た人たちが、これが可能である、あるいは不可能である——むしろいまの住宅公団の法律によるところの制約下においては、これはもう少し——法律はいつでも変えられるのです、国民の求める方向がきまればどんな変えていいんです。そういうような考え方を持ったことがございますか。また、ありませんか。

○国務大臣(河野一郎君) その点、私も全く同感でございます。公団については、ある程度いまのお話の中央線の周囲に公団住宅が非常にふえ過ぎて、交通の面において道路、鉄道がいまのような状態になつてゐる。これは首都圏整備の初期において、多少私は研究の足らなかつた点があつたと思ひます。現に首都圏のほうにおきましては、御承知のように、もう東京というものを考えないで、東京の周囲にニュー・タウンの建設をしよう、これはいま言ふとおりベッド・タウンとか団地とかいふ考え方でなしに、総合的な産業都市をつくらうといふことに方向を変へまして、建設省としては総合的にこれに協力していこうといふことに変へておられます。東京で考えますと、たびたび申し上げておりますように、西湘都市——神奈川県西の方面です。その次は高崎の手前、それから宇都宮の手前、水戸の手前、関東にこの四カ所の拠点を置きまして、

この四カ所に、いずれも数十万の新工業都市をつくらうといふことに重点を置いて、鋭意検討中でございます。

○委員長(北村暢君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こして。

○田上松衛君 過般委員長とともに近畿、関西方面を視察したわけだったので、その報告にも若干触れておりましたし、特に、当時の実感として、堺市から泉大津、あるいは和泉市、この一帯の臨海工業地帯の異常な発展に備へまして、背後地に約八百万坪、人口四十万を収容するという予定のこういう宅地造成を急ぐことは、むしろ当然だと思つてゐるわけなんです。このことに關しまして、その団地の一部でありますところの光明池団地ですか、これの約三十数万坪の買取価格ですが、公団の大坂支所では、坪単価大体千円程度の評価をしてゐたものを、公団のほうで四千四百円、合計約十五億円という高値で買ひ取つてしまつた。この事例は、あまりにも皆さんのそしりを受けはしないかというやうな意味のことを、先般の衆議院の建設委員会が質疑がなされたやうです。ただ、このことについては、狭間総裁の当時の御答弁の内容も、私よく承つておりますが、いまさらそのこと自体を繰り返してお聞きしようなんていうやうな愚はいたしません。ただこの場合、一言大臣にお聞きしておきたいことは、当時の大臣の御発言の中で、価格としては一応肯定してもいいのではないかと考へてゐる。問題は、その地

に団地を造成することの是非のことである。すなわち東北方面に大阪府あたりが大規模な住宅団地をつくること、自分としては問題になっておったので、なまのくならは大きな、大規模なものをやうなことがよい。そのことが合理的でもあり、かつ、経済的でもあり、わけても居住する人々のために理想的であると考えながら、そこで、国有地であるあそこの演習場をむしろ全面的に払い下げをしたらどうか、こう言っておったのであるけれども、防衛庁のほうでなかなか承諾しないようだと、まあそういう意味のお話があったように承っておるわけなんです。もし私がお聞きしたことがほんとうであるとしたら、これは私も全面的に賛成だと、そうあるべきだと、こう考えておるんですが、それはもう不可能になってしまったのか、その話をさらに続けていかれるという余地はないのか、お聞きしたのかどうか、この点をお聞きしておきたいと思うわけなんです。

○田上松衛君 御答弁をいただいたて非常に満足したわけですが、繰り返して、あえて要望申し上げたいと思うのです。いつも言うことですけれども、河野さんみたいな実力者がこの機会に勇気をふるってやっていかねば、これは一体日本の住宅問題等も、特にこの場合そうですが、いろいろの事情が、いつの日にか国民がほんとうに期待できるような形ができるかというところを憂えているわけなんです。ひとつこれに類似するものも問題もあるだろうと思うのですが、この際勇気をふるって、やはり党内の事情あるいは各省間のいろいろなもつれはあると思うのですけれども、こんなことはわかり切っておりますから、私は、やはり国民向けの大きな筋を打ち出していただきたい、特に要望申し上げておきます。

○委員長(北村暢君) 速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(北村暢君) 速記起こして。
○小柳勇君 建設大臣に、住宅問題——これは何回も委員会でも言われていることですが、私もこの公団法が変わるにつぎまして、公団法との関連で、二問質問いたします。
大臣のほうの住宅政策については、長期計画については承知いたしておりますが、いま青年層が、結婚しても住宅がないということで非常に苦慮して、また青年層だけではありません、相当住宅の緊急性があると思うのです。したがって、五十年なり十年の整備計画というものを繰り上げて、政府が責任をもって住宅公団にも金をつくらせてやるし、あるいは直接に金を出してやるような、もっと積極的な住宅政策をやってもいいと思うのですが、大臣のお考えを聞いておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、先ほどから田中さんはいろいろな話をお話承っております、要は住宅政策、住宅施設に対する公共投資の少ないというところから、いろいろな条件を付して——貸し付け金額が少なくて、条件がよかまじいとかいうようなこと、条件をよかまじくして、みんななるべく均てんしてゆくようにということをやっているわけじゃないか、結論は、やはり元金が少くないからにはかならないと思うのです。私、元来建設大臣になりますまで、なるべく住宅は自分でやるということが理想だというふうに考えて、そういうふうな指導するといふつもりでおりますけれども、もう世相がこ

うなりまして、欧米にもその例は少ないといいたしません、公共住宅とか住宅に対する国民諸君の期待とかいうものがこうなりました以上は、政府の責任において、ある程度積極的な住宅問題を解決するということでは、まあうしかたがないという気持ちで、最近深く持っております。そこで、事態がそういうことではあります、他の社会政策等に投入されておる資金、これらと同じような意味において住宅政策に取り組むべきだ、つまり相当の金額を長期低利というもので大幅に貸し付ける、そうして各個人の諸君が政府の融資を借りて、うして自分の住宅を建てるといふことが一番理想であらう、したがって、明年度予算編成には、相当思い切つてこれと取り組みたいという考えでございます。これは要するに、農業政策におきましても、中小企業政策におきましても、いずれも長期低利の資金が、すべての問題の解決のきざしであります。同様に、サラリーマンの諸君、低所得者の諸君が安心して、その職務に安んじて家庭生活を営むためには、住宅の問題を解決してやるのが絶対必要だという意味において、私は、政府として必要があるであろう、いまやっておりますような程度のものでは、とうてい期待にこたえるわけにはいかない、ただ最小限度のこう素ばり程度以上のものじゃないか、これではいかぬという感を深くいたしておりました、ぜひ明年は何かの方法でひとつこの道を打開したい、かく考える次第であります。

○小柳勇君 時間がないようですから、もう一問、これは住宅公団法全体との関連——監督大臣としての関連ですが、住宅公団法の運営が非常に複雑で困る。金を借りるにいたしても、住宅公団に届けた書類が、今度は銀行に行つて、あるいは建築の許可をとるとか、公団法自体が、非常にその運営が複雑だから、たとえば住宅公団というのがあるならば、もう公団に書類を持ってゆけば、一切公団でやってくれて、金はどの銀行に取りに行くと、そのくらいでなければ、なかなかもうサラリーマンや、あるいは商店で忙しい仕事を持った者は家が建たない。したがって、住宅公団法全般をもっと改正して、民主的に運営できるようにしなければ、もうなかなかめんどくさいと、だから住宅公団に金をもっとあつても、なかなか家は建たぬのじゃないかという心配があります。

それと、大臣、聞いておつてくださいます、非常にこれは大事なことで、それからそれから、だれでも質問していることですが、少なくとも一割か二割の頭金さえ持っておれば家が建つようにすれば、さっき大臣も言われたように、家を建てようという意欲のある者がたくさんあるわけですよ。たとえばいま百五十万円の家を建てるためには、百万円準備しなければ家が建たぬのです。準備の問題、いろいろありますけれども、もう少し時代に即応するように手続を簡素化して、そしてもう少し公団が金を貸してやる、準備を引き上げて、それを役所仕事で一年、二年たつてこの運営規則を改正するのは、住宅公団法は死んでしまふ、国民が家を建てたいと思つて住

申し上げましたように、問題は、手続もめんどろだし扱ひも悪いとおっしゃる、そのとおりだと思います。金が十分ありますれば、もつとその扱ひ方もあると思うのです。ところが、このくらいめんどろでも、ちょうど一ぱい貸すくらい金で、ちょうどいいくらいになつておるので、問題は、元金が足りないからだとは私は思うのです。これをいまおっしゃる様に直せば、今度はくじ引きでもつてどれから先に貸そうかという事で貸し先を争わなければならぬことになつてしまふ、いまのままでしたならば、問題は、資金をどの程度にふやすかということだと思ふのでございまして、それには、現在のままで資金が足りないのもただと、こう思いますから、明年度においては、ぜひ資金を増加することに努力をいたしまして、これを御承知のとおり今年度もある程度ふやしたわけですよ。——これでもふやしたわけですよ。

えて就職した者と、おのずからその負担力があるから、もう当初の初任給から差入しかない間にでも未来の住宅を建てたいということ、何年か後には家庭生活をするといふことはきまつておるのですから、そこで収入の何%かを計算して、そうしてコンスタントに貯蓄しておる者が何年か継続した、そうすると、それは習慣になつていくのですから、貯蓄の習慣、習性になる。そういう者は、私は、そのときの負担力は少なくとも、長く長期にやつておりさえすれば必ず返せる、それを何年か、研究をしてもらつていけば、それはいい人間をつくるということになる。私は義務教育しか終わらぬけれども、こうやつてまじめにさえやつておれば、何年か後には家が建てられるのだ、これは私は人をつくる上にも非常にけっこうなことだと思ふので、こういうこととあわせてひとつ御研究をわすらわ

る質疑は、本日はこの程度にとどめ、
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本住宅公団による住宅団地造成に伴う問題点解決に関する請願（第九七〇号）

一、河川法案等反対に関する請願（第一〇〇八号）（第一〇三四号）

一、住宅建設促進に関する請願（第一〇三六号）

第九七〇号 昭和三十九年二月二十八日受理

日本住宅公団による住宅団地造成に伴う問題点解決に関する請願

請願者 千葉県船橋市長 渡辺三郎外二名

紹介議員 小沢久太郎君

物取扱ひについても抜本的に改めること。

四、公共施設について
団地内に必要とされる市役所支所、病院、警察署、駐在所等公共施設及びその用地を確保し、関係機関に対し長期低利で譲渡すること。

五、教育施設について
(一) 団地造成に伴い必要とされる小・中学校校舎及び附帯設備は、公団において施工すること。

(二) 団地造成後、児童、生徒増に伴う校舎増築についても(一)と同様に施工すること。

(三) 地方公共団体が小・中学校校舎及び附帯設備の譲渡を受けるときは、地方債、国庫補助金について特別措置を講ずること。

六、下水道について
終末処理場並びに最終流末地点までの下流排水路の建設は、公団において施行すること。

紹介議員 渡辺 勘吉君

新河川法案、建設省設置法改正案は、国民に重大な損害をもたらすものであるから、両法案を可決しないよう善処せられたいとの請願。

新河川法案は、知事から河川管理権や水利許可権をとりあげ、農民の水を工業用水に転化し、地方財政を圧迫し、国民の財産収用や取りこわし、強制労働などを一方的に強要できることになっているので、全国知事会も住民の利益を守るために強く反対している。さらに建設省設置法改正案は、労働者に犠牲をもたらし、独占資本のための公共事業をよりしやすくするためのものである。現在、全国に二百数十個所ある工事事務所を一県一事務所にする計画も進められているが、その結果は、地域の人たちの河川改修、道路、砂防、海岸堤などの公共事業に対する要望はますます聞けなくなる上に、建設省に動く労働者には労働強比、強制

的な配置転換、職種転換、首切りが加わってくる。国民のためになる公共事業を遂行するために、両法案に反対せられたい。

第一〇三四号 昭和三十九年三月二日受理

河川法案等反対に関する請願

請願者 青森県弘前市上土手町

一八七 斎藤仁外十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一〇三六号 昭和三十九年三月三日受理

住宅建設促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区永住町一

四 斎藤公男外九百十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

未来をにう青年婦人の中には、低賃金ときびしい住宅難のため、結婚もできず、子どもを生むことさえ、ちゅうちよしている者もある実情であるから、すみやかに左記事項の実現を要請するとの請願。

一、公営住宅を大量に建設し、住宅難世帯、困窮者を早急に入居させること。

二、公営住宅建設のための予算を大幅に拡大すること。

三、国の負担金をふやし、地方自治体の負担分を軽減させること。

四、公営住宅の入居基準を緩和するとともに、家賃を絶対に値上げしないこと。

五、住宅公庫の融資額をふやすこと。

六、公有地(基地)を開放させ、よい環

境と住宅に適した土地を確保すること。

七、厚生年金保険など長期保険の積立金を労働者住宅建設のために大幅還元融資すること。

部屋を借りる場合、東京では一疊千五百円から二千円、権利金三万円から五万円であり、青年婦人労働者の低賃金の中で、住宅費のしめる割合は三分の一程度から二分の一に達している。

公営の低家賃住宅は、ほとんど建設されず、月収三万円以下のものは除外する入居基準になつてゐるため、青年婦人労働者は公営住宅に入居できない実情である。

諸外国では、すでに社会化住宅が大量に建設され、国家的施策で進んでいるから、池田首相の公約である「一世帯一住宅」を早急に実現されたい。